

第101回 定時株主総会招集ご通知

日時 2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館2階国際会議場

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

目次

企業グループ理念	1
招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	23
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告書	57



日本製紙株式会社

証券コード 3863



日本製紙 企業グループ理念

理

念

MISSION

日本製紙グループは世界の人々の豊かな暮らしと文化の発展に貢献します

目指す企業像

VISION

以下の要件を満たす、社会から永続的に必要とされる企業グループ

1. 事業活動を通じて持続可能な社会の構築に寄与する
2. お客様のニーズに的確に応える
3. 社員が誇りを持って明るく仕事に取り組む
4. 安定して利益を生み出し社会に還元する

重視する価値

VALUE

Challenge

Fairness

Teamwork

スローガン

SLOGAN

 **木とともに未来を拓く**

木とともに未来を拓く総合バイオマス企業として、これまでにない新たな価値を創造し続け、真に豊かな暮らしと文化の発展に貢献します。

日本製紙グループは、長年にわたって木を育み、紙を造り、暮らしや文化を支える製品を幅広く提供してきました。

健全な森林経営の実践とそこから産出される木材を余すことなく活用する様々な事業は、地球温暖化や資源枯渇の防止などの社会的な課題の解決に結びつき、持続可能な社会の構築に貢献しています。

そしてこれからも、未来に向けて再生可能な森林資源の価値最大化を目指し、木材の優れた特性を引き出した多彩な製品やサービスを提供し続けます。

株主の皆さまへ



2025年6月

代表取締役社長

のざわ とおる

野沢 徹

株主の皆さまには、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第101回定時株主総会を2025年6月27日(金曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、事業活動を通じて世界の人々の豊かな暮らしと文化の発展に貢献し、将来にわたり社会から信頼され、必要とされる企業グループを目指しております。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

(証券コード 3863)
2025 年 6 月 6 日
(電子提供措置の開始日2025年5月28日)
(本店所在地) 東京都北区王子一丁目4番1号
(本社事務所) 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

日本製紙株式会社

代表取締役社長 野 沢 徹

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第101回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト▶ <https://www.nipponpapergroup.com/ir/shareholder/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

東証ウェブサイト▶ <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスの上、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦
覧書類／P R 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席いただく以外に、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権
を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご
検討いただき、5ページから6ページのご案内に従って、2025年6月26日（木曜日）午後5時
までに議決権を行使していただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館 2階 国際会議場 (末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項 報告事項	(1) 第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第101期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、会計監査人、監査役および監査役会は次の事項を含む監査対象書類を監査しています。
 - ①事業報告の株式会社の支配に関する基本方針
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ③連結計算書類の連結注記表
 - ④計算書類の株主資本等変動計算書
 - ⑤計算書類の個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の下記ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.nipponpapergroup.com>
 東証ウェブサイト ▶ <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

ご案内

- 車椅子にてご来場の株主さまには、会場内に専用のスペースを設けております。
- 会場でのサポートが必要な株主さまは、事前にお電話でご連絡ください。
 日本製紙株式会社 総務・人事部総務部 ☎03-6665-1008

議決権行使方法についてのご案内

1

株主総会へのご出席



株主総会開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙をそのまま会場受付へご提出ください。

2

書面による議決権行使



行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

3

インターネット等による 議決権行使



行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時

詳細につきましては6ページをご参照ください。

議案に対する賛否をご入力ください。

書面による議決権行使のご案内

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- ▶ 賛成の場合 ⇒「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合 ⇒「否」の欄に○印

第2・3号議案

- ▶ 全員賛成の場合 ⇒「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合 ⇒「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者の賛否を表示する場合 ⇒「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、株主総会参考書類の当該候補者の番号をご記入ください。

議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

議決権行使書

日本製紙株式会社 御中

私は、2025年6月27日開催の貴社第101回定株主総会（継続会または総会を含む）における各議案につき、右記（※記入欄）のご記入により議決権を行使します。

2025年 6月 日

日本製紙株式会社

株主番号

議決権行使回数

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
賛否表示欄	○	○	○

※各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

※投票通知書/議決権行使書お封について
以下QRコードから「株主総会」ボタンを押してアクセスし、議決権行使書をご提出される際は、画面右上の「議決権行使」ボタンからお読みください。

日本製紙株式会社

スマートフォン等での議決権行使用のQRコード®が記載されています。

インターネット等による議決権行使のご案内

・スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。

 ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。

- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。


・PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

<https://www.soukai-portal.net>



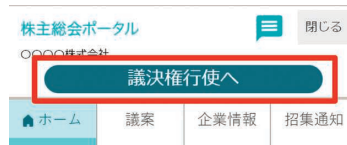
※議決権行使書用紙のQRコード®からログインすることも可能です。

ログイン

議決権行使ウェブサイトURL

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

<https://www.web54.net>



ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、後に到達したものを有効な議決権行使として取り扱います。なお、書面とインターネット等が同日に到達した場合は、インターネット等を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

機関投資家の皆さまへ

管理信託銀行などの名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所などにより設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)

ぜひQ&Aも
ご確認ください。



議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、グループ全体の経営基盤強化、収益力向上に努め、企業価値の持続的成長を図ることによって、株主の皆さまの期待に応えてまいり所存でございます。

配当につきましては、グループの業績状況や内部留保の充実などを総合的に勘案したうえで、可能な限り安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金10円
総額1,158,748,050円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

【ご参考】 1 株当たり配当金の推移

(単位：円)

	第97期 (2021年3月期)	第98期 (2022年3月期)	第99期 (2023年3月期)	第100期 (2024年3月期)	第101期 (当期) (2025年3月期)
中間	10	10	0	0	0
期末	30	30	0	10	10
年間	40	40	0	10	10

第2号議案 取締役9名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（9名）の任期が満了となりますので、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、候補者については、人事・報酬諮問委員会の答申を得て、取締役会において決定いたしました。また、社外取締役候補者の3名は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	のざわ 野沢 とおる 徹	再任	代表取締役社長、 社長執行役員	13回／13回 (100%)
2	せべ 瀬邊 あきら 明	新任	常務執行役員 企画本部長、関連企業担当	—
3	すぎの みつひろ 杉野 光広	再任	取締役、 常務執行役員 バイオマスマテリアル事業推進本部長	12回／13回 (92.3%)
4	むらかみ やすひと 村上 泰人	新任	常務執行役員 技術本部長	—
5	やすなが あつみ 安永 敦美	再任	取締役、 (兼任) 日本製紙クレシア株式会社社長	13回／13回 (100%)
6	わたなべ けいこ 渡邊 恵子	新任	執行役員 S X推進本部長	—
7	ふじおか まこと 藤岡 誠	再任	社外取締役 独立役員	13回／13回 (100%)
8	はった ようこ 八田 陽子	再任	社外取締役 独立役員	13回／13回 (100%)
9	くに ごう ゆたか 救仁郷 豊	再任	社外取締役 独立役員	13回／13回 (100%)

株主総会参考書類



所有する当社の株式の数
40,667株

取締役在任期間
11年

取締役会出席回数
13回／13回(100%)

候補者番号

1

の ざわ
野 沢

とおる
徹

(1959年3月10日生)

再任

略歴、地位および担当

1981年 4 月 十條製紙株式会社入社
2005年 6 月 当社管理本部財務部長
2008年 2 月 当社管理本部経理部長
2009年 6 月 当社管理本部長代理
2013年 4 月 当社執行役員 管理本部長代理
2014年 6 月 当社取締役、執行役員 企画本部長、関連企業担当
2017年 6 月 当社取締役、常務執行役員 企画本部長、関連企業担当
2018年 6 月 当社取締役、常務執行役員 企画本部長兼管理本部長、関連企業担当
2019年 6 月 **当社代表取締役社長、社長執行役員**（現任）

重要な兼職状況

日本製紙連合会会長

取締役候補者とした理由

野沢徹氏は、当社代表取締役社長として、強力なリーダーシップを発揮して、当社および当社グループの企業価値の向上に貢献しています。「2030ビジョン」および「中期経営計画2025」の実現に向けて、事業構造転換を加速、さらにはGHG排出量削減をはじめとする環境課題等への対応を強力に推し進め、当社および当社グループの将来に向けた企業基盤強化を着実に実現しています。これまでの経験と実績から、当社業務における社会的な責任・使命を十分に理解し、厳しい自己規律に基づいて、経営管理および事業運営を公正・的確に遂行する高い資質と見識を備えており、取締役会議長として経営を監督し、当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。



所有する当社の株式の数
13,489株

候補者番号

2

せ べ
瀬 邊あきら
明

(1965年12月12日生)

新任

略歴、地位および担当

1988年 4 月 十條製紙株式会社入社
2014年 7 月 当社原材料本部林材部長
2016年 6 月 当社原材料本部長代理兼林材部長
2018年 6 月 当社原材料本部長兼林材部長
2020年 4 月 当社原材料本部長
2020年 6 月 当社執行役員 原材料本部長
2021年 6 月 当社執行役員 企画本部長、関連企業担当、海外事業本部管掌
リンテック株式会社社外取締役（現任）
日本製紙クレシア株式会社取締役（現任）
Opal社取締役（現任）
2024年 6 月 当社常務執行役員 企画本部長、関連企業担当（現任）

取締役候補者とした理由

瀬邊明氏は、当社常務執行役員企画本部長として、「2030ビジョン」および「中期経営計画2025」の実現に向けた諸施策・諸課題への取り組みにおける中心的な役割を担い、当社および当社グループの企業価値の向上に貢献しています。これまでの経験と実績から、当社業務における社会的な責任・使命を十分に理解し、厳しい自己規律に基づいて、経営トップとして経営管理および事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、生活関連事業の拡大や新規バイオマス事業の早期戦力化など、当社のさらなる成長・発展を牽引するリーダーシップが期待できることから、取締役候補者としたしました。

株主総会参考書類



所有する当社の株式の数
14,443株

取締役在任期間
2年

取締役会出席回数
12回／13回(92.3%)

候補者番号

3

すぎ の みつひろ

杉野 光広

(1963年7月30日生)

再任

略歴、地位および担当

1988年 4 月 山陽国策パルプ株式会社入社
2014年 6 月 当社企画本部経営企画部長
2015年 6 月 当社企画本部長代理兼経営企画部長
2018年 6 月 当社執行役員 技術本部長代理兼生産部長
2019年 6 月 当社執行役員 技術本部長兼生産部長兼エネルギー事業本部長
2019年 9 月 当社執行役員 技術本部長兼エネルギー事業本部長
2021年 6 月 当社執行役員
バイオマスマテリアル事業推進本部長兼事業転換推進室長
2022年 1 月 当社執行役員 バイオマスマテリアル事業推進本部長
2023年 6 月 **当社取締役、**
常務執行役員 バイオマスマテリアル事業推進本部長（現任）

取締役候補者とした理由

杉野光広氏は、当社取締役および常務執行役員バイオマスマテリアル事業推進本部長として、「2030ビジョン」および「中期経営計画2025」の実現に向けて、新規バイオマス事業の早期戦力化を強力に推進し、当社および当社グループの企業価値の向上に貢献しています。これまでの経験と実績から、当社業務における社会的な責任・使命を十分に理解し、厳しい自己規律に基づいて、経営トップとして経営管理および事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。



所有する当社の株式の数
13,847株

候補者番号

4

むら かみ やす ひと

村上 泰人

(1962年7月2日生)

新任

略歴、地位および担当

- 1986年 4 月 山陽国策パルプ株式会社入社
- 2009年 4 月 当社白老工場安全環境管理室長兼技術室長
- 2010年 4 月 当社北海道工場白老事業所長代理
- 2011年 4 月 当社北海道工場勇払事業所長
- 2014年 6 月 フェニックスパルプ&ペーパー社(Phoenix Pulp and Paper Public Company Limited) テクニカルダイレクター
- 2016年 7 月 オーストラリアンペーパー(Paper Australia Pty Ltd) チーフテクニカルオフィサー
- 2018年 6 月 オーストラリアンペーパー(Paper Australia Pty Ltd) 社長
- 2019年 6 月 当社執行役員 北海道工場長
- 2020年 6 月 当社執行役員 白老工場長
- 2021年 6 月 当社執行役員 技術本部長
- 2023年 6 月 **当社常務執行役員 技術本部長** (現任)

取締役候補者とした理由

村上泰人氏は、当社常務執行役員技術本部長として、技術部門トップの任にあり、「2030ビジョン」および「中期経営計画2025」の実現に向けて、GHG排出量削減・環境経営や、Opal社立て直しを含めた技術面での諸課題への取り組みを強力に推進し、当社および当社グループの企業価値の向上に貢献しています。これまでの経験と実績から、当社業務における社会的な責任・使命を十分に理解し、厳しい自己規律に基づいて、経営トップとして経営管理および事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから、取締役候補者としたしました。

株主総会参考書類



所有する当社の株式の数
16,568株

取締役在任期間
2年

取締役会出席回数
13回／13回(100%)

候補者番号

5

やすなが あつみ
安永 敦美

(1960年1月18日生)

再任

略歴、地位および担当

1990年10月 十條製紙株式会社入社
2010年10月 当社技術本部品質保証部長
2013年7月 当社北海道工場長代理兼旭川事業所長
2016年6月 当社釧路工場長
2017年6月 当社執行役員 釧路工場長
2019年6月 当社執行役員 石巻工場長兼岩沼工場長
2020年6月 当社執行役員 石巻工場長
2021年6月 当社常務執行役員 岩国工場長
2023年6月 **当社取締役**
(兼任) 日本製紙クレシア株式会社社長 (現任)

重要な兼職状況

日本製紙クレシア株式会社社長

取締役候補者とした理由

安永敦美氏は、当社取締役および日本製紙クレシア株式会社社長として、当社および当社グループの企業価値の向上に貢献しています。これまでの経験と実績から、当社業務における社会的な責任・使命を十分に理解し、厳しい自己規律に基づいて、経営管理および事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数

4,057株

候補者番号

6

わた なべ けい こ
渡 邊 恵 子

(1966年11月10日生)

新任

略歴、地位および担当

1991年 4 月 十條製紙株式会社入社
2019年 7 月 当社技術本部環境安全部長
2021年 3 月 当社技術本部環境部長
2022年 6 月 当社技術本部長代理兼環境部長
2024年 6 月 当社執行役員 S X推進本部長（現任）

取締役候補者とした理由

渡邊恵子氏は、当社執行役員 S X 推進本部長として、サステナビリティ経営の推進等を通じて当社および当社グループの企業価値の向上に貢献しています。C S R 部門や環境経営部門におけるこれまでの豊富な経験と実績から、当社業務における社会的な責任・使命を十分に理解し、厳しい自己規律に基づいて、経営管理および事業運営を公正・的確に遂行する資質と見識を備えており、今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから、取締役候補者としたしました。

株主総会参考書類



所有する当社の株式の数
1,000株

社外取締役在任期間
9年

取締役会出席回数
13回／13回(100%)

候補者番号

7

ふじ おか

藤岡

まこと

誠

(1950年3月27日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位および担当

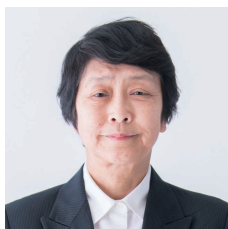
- 1972年4月 通商産業省（現経済産業省）入省
- 1975年6月 米国ハーバード大学経営大学院留学（MBA取得）
- 1987年6月 IEA（国際エネルギー機関）省エネルギー部長（在フランス）
- 1996年6月 通商産業省（現経済産業省）大臣官房審議官
- 2001年2月 アラブ首長国連邦駐劄特命全権大使
- 2003年9月 経済産業省を退官
- 2003年10月 日本軽金属株式会社常勤顧問
- 2004年6月 同社取締役常務執行役員
- 2007年6月 同社取締役専務執行役員
- 2012年10月 日本軽金属ホールディングス株式会社取締役
（CSR・監査統括室担当）（～2015年6月）
- 2013年6月 日本軽金属株式会社取締役副社長執行役員（～2015年6月）
- 2015年7月 公益社団法人新化学技術推進協会専務理事（～2019年6月）
- 2016年6月 イーグル工業株式会社社外取締役（～2023年6月）
NOK株式会社社外取締役
当社社外取締役（現任）
- 2024年6月 NOK株式会社社外取締役（監査等委員）
- 2024年8月 **同社社外取締役（監査等委員）、指名・報酬諮問委員会委員長（現任）**

重要な兼職状況

NOK株式会社社外取締役（監査等委員）、指名・報酬諮問委員会委員長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤岡誠氏は、官・民両方の経験を通じて培われた幅広い見識と国際感覚を活かし、当社取締役の職務の執行について客観的な立場から監督と助言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数

0株

社外取締役在任期間

6年

取締役会出席回数

13回／13回(100%)

候補者番号

8

は っ た よ う こ
八 田 陽 子

(1952年6月8日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位および担当

- 1988年8月 Peat Marwick Main & Co. (現KPMG LLPニューヨーク事務所) 入社
- 1997年8月 同事務所パートナー
- 2002年9月 KPMGピートマーウィック税理士法人 (現KPMG税理士法人) パートナー (～2014年9月)
- 2008年6月 学校法人国際基督教大学監事 (～2023年5月)
- 2015年6月 **小林製薬株式会社社外監査役** (現任)
- 2016年6月 株式会社IHI 社外監査役 (～2020年6月)
当社社外監査役 (～2019年6月)
- 2019年6月 **当社社外取締役** (現任)
- 2022年6月 **味の素株式会社社外取締役** (現任)
広栄化学株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職状況

小林製薬株式会社社外監査役、味の素株式会社社外取締役、
広栄化学株式会社社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

八田陽子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、国際的な会計事務所における豊富な経験と国際税務等に関する高い見識、および当社社外監査役としての経験を活かし、当社取締役の職務の執行について客観的な立場から監督と助言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類



所有する当社の株式の数

0株

社外取締役在任期間

5年

取締役会出席回数

13回／13回(100%)

候補者番号

9

く に ごう ゆたか
救 仁 郷 豊

(1954年11月17日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位および担当

1977年 4 月 東京ガス株式会社入社
2007年 4 月 同社執行役員 資源事業本部原料部長
2010年 4 月 同社常務執行役員 資源事業本部長
2013年 6 月 同社取締役 常務執行役員 エネルギー生産本部長
2014年 4 月 同社代表取締役 副社長執行役員 エネルギーソリューション本部長
2015年 4 月 同社代表取締役 副社長執行役員 電力事業計画部、事業革新プロジェクト部、営業イノベーションプロジェクト部担当
2016年 4 月 同社代表取締役 副社長執行役員 電力事業統括、エネルギー生産本部長、電力事業計画部担当（～2017年 3 月）
2017年 4 月 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社取締役会長（～2020年 3 月）
2020年 6 月 **当社社外取締役**（現任）
2022年 3 月 **伊勢化学工業株式会社社外取締役**（現任）
2022年 6 月 **千代田化工建設株式会社社外取締役**（現任）

重要な兼職状況

伊勢化学工業株式会社社外取締役、千代田化工建設株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

救仁郷豊氏は、東京ガス株式会社においてエンジニアリングや人事、調達、営業、海外事業など幅広い分野に携わり、さらに同社の経営陣幹部として経営の舵取りを担ってこられた豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社取締役の職務の執行について客観的な立場から監督と助言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

取締役候補者 各氏に関する特記事項

当社は、当社の取締役、監査役および執行役員ならびに日本製紙クレシア(株)、日本製紙パピリア(株)および日本東海インダストリアルペーパーサプライ(株)の取締役および監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本年8月に当該保険契約を更新する予定です。各取締役候補者が取締役に就任または再任した場合、各氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

1. 被保険者が自らの業務行為に起因し、株主や取引先などの第三者から損害賠償請求を受けた場合に被保険者が負担することとなった争訟費用や法律上の損害賠償金等を填補の対象としています。
2. 被保険者が法令違反を認識して行った行為に起因する損害賠償請求等は填補の対象外としています。
3. 当該保険契約の保険料は全額会社が負担しています。

社外取締役候補者 各氏に関する特記事項

1. 藤岡誠氏、八田陽子氏および救仁郷豊氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
2. 当社は、社外取締役候補者を決定する際に、法令に定める社外性の要件に加え、東京証券取引所が定める独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずるおそれがないことも加味して、その独立性を判断しております。
3. 当社は、上記の基準を踏まえて、藤岡誠氏、八田陽子氏および救仁郷豊氏が独立性を有すると判断しており、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。各氏が原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員になる予定です。
4. 当社は、藤岡誠氏、八田陽子氏および救仁郷豊氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定です。

社外取締役候補者 藤岡誠氏に関する特記事項

1. 藤岡誠氏は、2015年6月まで日本軽金属株式会社の取締役を務めており、当社は同社との間に原材料関連の仕入取引がありますが、その取引額は僅少（当社の仕入金額が、同社の売上高に占める割合は、1%未満）です。
2. 藤岡誠氏は、2023年6月までイーグル工業株式会社の社外取締役を務めており、当社は同社との間に設備関連の仕入取引がありますが、その取引額は僅少（当社の仕入金額が、同社の売上高に占める割合は、1%未満）です。

社外取締役候補者 八田陽子氏に関する特記事項

1. 八田陽子氏は、2020年6月まで株式会社IHIの社外監査役を務めており、当社は同社との間に設備関連の仕入取引がありますが、その取引額は僅少（当社の仕入金額が、同社の売上高に占める割合は、1%未満）です。
2. 八田陽子氏は、現在、味の素株式会社の社外取締役を務めており、当社は同社との間にケミカル事業での販売取引がありますが、その取引額は僅少（販売金額が、当社の売上高に占める割合は、1%未満）です。
3. 八田陽子氏は、現在、小林製薬株式会社の社外監査役を務めており、2024年3月頃、同社製品の一部に健康被害を生じさせる可能性があることが判明しました。同月22日付で、同社は、当該製品の自主回収を行うことを公表し、同月27日付で、大阪市保健所より食品衛生法に違反するとして対象製品の回収を命ずる旨の行政処分を受けました。また、大阪市は、当該製品に関係する複数の同社製造拠点の立入り検査を実施するなど、重大な事案として調査を進め、2025年3月19日に大阪市から厚生労働省へ詳報が提出されました。同氏は、当該製品の開発・製造・販売等に直接関与しておらず、本件の報告を受ける以前にはこれを認識しておりませんでした。それ以前から、法令遵守やリスク管理の重要性について提言を行っており、また、それ以降は健康被害を受けた方への対応、法令遵守の徹底や実効性のある再発防止策の実施に向けた取り組みについて助言や監督を行うなど、社外監査役としての職責を果たしております。

4. 八田陽子氏は、2020年6月まで株式会社IHIの社外監査役を務めており、2019年1月、同社の民間航空機エンジン整備事業において不適切な作業が行われていたことが判明しました。これに対し、2019年3月に経済産業省より、認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法に基づく命令を受け、また2019年4月に国土交通省より、航空法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は、当該事実が判明する以前より豊富な経験と高い見識に基づき法令遵守やリスク管理の重要性について提言を行っておりました。当該事実の判明後は、事実関係等の調査の進捗について逐次報告を受けて状況を把握し、安全性に対する影響を速やかに調査すること、再発防止に向けた適切な措置を講ずること、ならびにコンプライアンスのさらなる強化および徹底を図ることを求めるなど、再発防止に注力しました。また、同氏は2020年6月に株式会社IHIの社外監査役を退任しておりますが、2024年4月、株式会社IHIの連結子会社である株式会社IHI原動機において、船舶用エンジンおよび陸上用エンジンの試運転記録に不適切な修正が行われていたことが判明しました。2024年7月には、株式会社IHIの連結子会社である新潟トランス株式会社において、ロータリ式道路用除雪車の除雪性能試験で不適切な行為が行われていたことが判明しました。2025年3月には、公正取引委員会より、株式会社IHIの連結子会社であるIHI運搬機械株式会社の機械式駐車装置事業において、独占禁止法に違反する行為があったと認定されました。同氏は、社外監査役在任中、豊富な経験と高い見識に基づき法令遵守やリスク管理の重要性について提言を行っており、特に、上記2019年の同社の民間航空機エンジン整備事業における不適切な作業の事実判明後は、コンプライアンスのさらなる強化および徹底を図ることを強く求めてきましたが、同社の開示で知るまで当該事案を認識しておりませんでした。

社外取締役候補者 救仁郷豊氏に関する特記事項

救仁郷豊氏は、2017年3月まで東京ガス株式会社の取締役を務めており、当社は同社との間に燃料等の仕入取引がありますが、その取引額は僅少（当社の仕入金額が、同社の売上高に占める割合は、1%未満）です。

- (注) 1. 候補者瀬邊明氏は本年6月20日付でリネット株式会社社外取締役、6月24日付で日本製紙クレシア株式会社取締役、6月27日付でOpal社取締役をそれぞれ退任する予定です。
2. 候補者村上泰人氏は本年6月19日付で日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社社長、6月27日付でOpal社取締役をそれぞれ就任する予定です。
3. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 所有する当社の株式の数には、各候補者の日本製紙役員持株会における持分株数が含まれております。
5. 取締役会出席回数は、2024年度の在任中の実績を記載しております。
6. 略歴に記載の十條製紙株式会社は、1993年4月1日付で商号を変更し、日本製紙株式会社となりました。
7. 略歴に記載の山陽国策パルプ株式会社は、1993年4月1日付で当社と合併いたしました。
8. 当社は、2020年4月30日付で、豪州証券取引所上場会社であるオローラ社(Orora Limited)から、同社の豪州・ニュージーランド事業のうち、板紙パッケージ部門の譲受けを完了して、略歴に記載のオーストラリアンペーパー(Paper Australia Pty Ltd)の子会社としました。オーストラリアンペーパーおよびその子会社からなる企業グループのことをOpal社と呼んでおります。
9. 略歴に記載の北海道工場は、2020年6月25日付で旭川工場と白老工場に分割いたしました。
10. 略歴に記載の釧路工場は、2021年10月1日付で廃止し、釧路事業所を設置いたしました。

【ご参考 取締役候補者のスキル・マトリックス】

地位	氏名	企業経営	ESG/ サステナビリティ	財務／会計	人事／労務	リスクマネジメント／ガバナンス	技術／ 研究開発	営業	購買／調達	国際性
代表取締役 会長	野沢 徹	○	○	○		○				
代表取締役 社長	瀬邊 明	○			○				○	○
代表取締役 副社長	杉野 光広	○					○	○		○
代表取締役 副社長	村上 泰人	○			○		○			○
取締役	安永 敦美	○			○		○			
取締役	渡邊 恵子		○			○	○			
社外取締役	藤岡 誠	○	○			○				
社外取締役	八田 陽子			○		○				○
社外取締役	救仁郷 豊	○	○						○	

- (注) 1. 上記の一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。
2. 上記の一覧表に記載している各候補者の地位は、本株主総会終結後の取締役会の決議により正式決定となります。

株主総会参考書類

第3号議案 監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役樹一成氏は辞任し、監査役西本智美氏は任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、候補者については、人事・報酬諮問委員会の答申を得て、取締役会において決定いたしました。

監査役候補者は次のとおりです。

また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。



所有する当社の株式の数
13,105株

候補者番号

1

いたくら ともやす

板倉 智康

(1964年4月8日生)

新任

略歴および地位

1988年 4 月 十條製紙株式会社入社
2015年 6 月 当社管理本部経理部長
2017年 6 月 当社管理本部長代理兼経理部長
2018年 6 月 当社管理本部長代理
2019年 6 月 当社執行役員 管理本部長
2021年 6 月 当社取締役、執行役員 管理本部長
2024年 6 月 当社取締役、常務執行役員 管理本部長（現任）

監査役候補者とした理由

板倉智康氏は、当社取締役および常務執行役員管理本部長として、当社および当社グループの企業価値の向上に貢献しています。当社グループにおける長年の経験と実績、および経営管理・事業運営に関する豊富な知識を有しており、また、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性および透明性の向上に貢献する資質と見識を備えていることから、監査役候補者としたしました。



候補者番号

2

にしもと ともよし

西本 智美

(1962年2月6日生)

再任

略歴および地位

1984年4月 十條製紙株式会社入社
2010年10月 当社企画本部海外事業部長
2013年4月 当社企画本部関連企業部長
2017年6月 当社グループ販売戦略本部長代理
2019年2月 当社グループ販売戦略本部長代理兼営業企画部長
2021年6月 日本紙通商株式会社監査役（現任）
当社監査役（現任）

重要な兼職状況

日本紙通商株式会社監査役

所有する当社の株式の数

18,125株

監査役在任期間

4年

取締役会出席回数

13回／13回(100%)

監査役会出席回数

14回／14回(100%)

監査役候補者とした理由

西本智美氏は、当社監査役として、当社グループにおける長年の経験と実績、および経営管理・事業運営に関する豊富な知識を有しており、また、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性および透明性の向上に貢献する資質と見識を備えていることから、引き続き監査役候補者となりました。

監査役候補者 各氏に関する特記事項

当社は、当社の取締役、監査役および執行役員ならびに日本製紙クレシア(株)、日本製紙パピリア(株)および日本東海インダストリアルペーパーサプライ(株)の取締役および監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本年8月に当該保険契約を更新する予定です。各監査役候補者が監査役に就任または再任した場合、各氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

1. 被保険者が自らの業務行為に起因し、株主や取引先などの第三者から損害賠償請求を受けた場合に被保険者が負担することとなった争訟費用や法律上の損害賠償金等を填補の対象としています。
2. 被保険者が法令違反を認識して行った行為に起因する損害賠償請求等は填補の対象外としています。
3. 当該保険契約の保険料は全額当社が負担しています。

- (注) 1. 候補者板倉智康氏は本年6月24日付で日本製紙クレシア株式会社監査役に就任する予定です。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 所有する当社の株式の数には、各候補者の日本製紙役員持株会における持分株数が含まれております。
4. 取締役会出席回数および監査役会出席回数は、2024年度の在任中の実績を記載しております。なお、候補者板倉智康氏は、取締役として、2024年度に開催された取締役会に13回／13回（100％）出席しております。
5. 略歴に記載の十條製紙株式会社は、1993年4月1日付で商号を変更し、日本製紙株式会社となりました。

以上

I. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済は、物価の上昇による影響があるものの、インバウンド需要の増加や雇用・所得環境の改善により、緩やかに回復しています。先行きにつきましては、米国の通商政策や物価上昇の継続、金融資本市場の変動など、依然として不透明な状況が続いています。

このような状況の中、当社グループは中期経営計画2025（2021年度～2025年度）において、「事業構造転換の加速」を基本戦略に、「生活関連事業の収益力強化」「グラフィック用紙事業の競争力強化」「GHG排出量削減の加速」「財務体質の改善」を重点課題として取り組んでいます。

国内事業につきましては、グラフィック用紙事業の生産体制再編成および事業構造転換を目的として、2024年度には白老工場と八代工場の一部生産設備の停機および八代工場における輸出を中心とした家庭紙事業の展開を決定しました。あわせて石炭専焼ボイラーを停機することで八代工場での石炭使用量をゼロとし、GHG排出量を削減するなど、各種取り組みを着実に推し進めています。

一方、海外事業につきましては、豪州Opa l社でグラフィック用紙事業から撤退した、メアリーベール工場の生産体制の大幅見直しと大規模な人員合理化を進めています。2024年度にはOpa l社の立て直しを最重要課題と認識し、さらなる全社的な人員合理化やパッケージ事業の構造改革を進めるなどグループを挙げて再建の取り組みを強化しています。

連結業績につきましては、売上高は、紙・板紙事業の需要の減少やエネルギー事業の減収があったものの、各種製品の価格修正や円安による影響などにより、前期に比べ増収となりました。営業利益は、原燃料価格や人件費、物流費の上昇に加え、日本ダイナウェーブパッケージング社（NDP社）で例年に比べ大規模な製造設備のメンテナンス休転を実施した影響がありましたが、原価改善を推し進めたことや各種製品の価格修正などにより、前期に比べ増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、土地などの固定資産売却や政策保有株縮減による資産の売却益等を特別利益に計上した一方で、当社のグラフィック用紙事業の生産体制再編成等に伴う減損損失ならびにOpa l社の事業構造改善費用および減損損失等を特別損失に計上したことにより、45億39百万円となりました。

結果は以下のとおりです。

売上高

1兆1,824億31百万円

(前期比 1.3%増) 

営業利益

197億 6百万円

(前期比 14.1%増) 

経常利益

155億 5百万円

(前期比 6.6%増) 

親会社株主に
帰属する
当期純利益

45億39百万円

主要な事業内容（2025年3月31日現在）

紙・板紙事業		主要製品	洋紙、板紙、パルプ、製紙原料
生活関連事業		主要製品	家庭紙、紙加工品、化成品
エネルギー事業		主要製品	電力
木材・建材・土木建設関連事業		主要製品	木材、建材、土木建設
その他		主要製品	物流事業、レジャー事業、その他

事業別売上高および営業利益

事業別名称	売上高			営業利益または営業損失（△）		
	当 期	前期比		当 期	前期比	
		増減額	増減率		増減額	増減率
紙・板紙事業	565,911百万円	△4,263百万円	△0.7%	8,268 百万円	△3,416 百万円	△29.2%
生活関連事業	457,880百万円	21,118百万円	4.8%	△6,137 百万円	1,924 百万円	—
エネルギー事業	48,295百万円	△5,421百万円	△10.1%	3,559 百万円	1,960 百万円	122.6%
木材・建材・土木建設関連事業	78,760百万円	3,250百万円	4.3%	9,582 百万円	△213 百万円	△2.2%
その他	31,582百万円	433百万円	1.4%	3,002 百万円	207 百万円	7.4%
計	1,182,431百万円	15,116百万円	1.3%	18,276 百万円	463 百万円	2.6%
調整額	—	—	—	1,430 百万円	1,977 百万円	—
連結合計	1,182,431百万円	15,116百万円	1.3%	19,706 百万円	2,440 百万円	14.1%

- (注) 1. 調整額は、事業間取引消去によるものです。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

事業報告

事業別の概況は、以下のとおりです。

紙・板紙事業



売上高

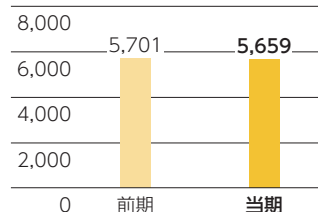
5,659億11百万円
(前期比 0.7%減)

洋紙は、新聞用紙・印刷・情報用紙ともに需要の減少が継続し、国内販売数量は前期を下回りました。

板紙は、物価高による個人消費の落ち込みもあり、全般的に需要が低調に推移し、国内販売数量は前期を下回りました。

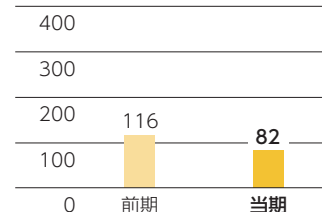
売上高

(単位：億円)



営業利益

(単位：億円)



生活関連事業



売上高

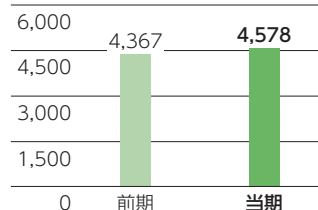
4,578億80百万円
(前期比 4.8%増)

家庭紙は、製品の価格修正が寄与したことや、インバウンド需要の増加などにより業務用品の需要が回復したこと、ヘルスケア製品の需要が堅調に推移したことなどにより、売上高は前期を上回りました。

液体用紙容器は、食品価格全般の値上がりによる生活防衛意識の高まりなどで依然として需要が減少し、販売数量は前期を下回りました。

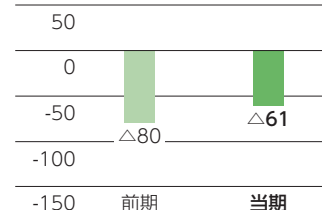
売上高

(単位：億円)



営業損失(△)

(単位：億円)



溶解パルプ (DP) は、市況が安定して推移したことや円安による影響などにより、売上高は前期を上回りました。海外事業は、Opa l 社における段ボールの販売数量増加や円安の影響などにより、売上高は前期を上回りました。

エネルギー事業



売上高

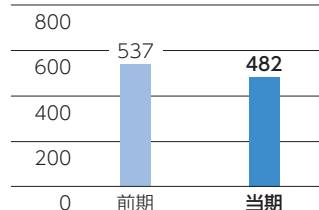
482億95百万円

(前期比 10.1%減)

エネルギー事業は、メンテナンス休転日数の増加や石炭価格の下落に伴い販売電力価格も低下したことなどにより、売上高は前期を下回りました。

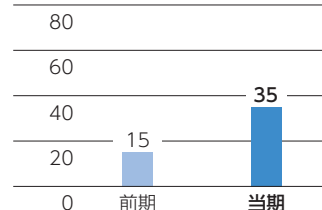
売上高

(単位：億円)



営業利益

(単位：億円)



木材・建材・土木建設関連事業



売上高

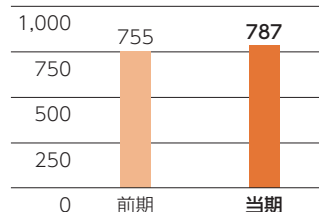
787億60百万円

(前期比 4.3%増)

木材・建材は、持ち家を中心に新設住宅着工戸数の減少傾向が続いているものの、燃料チップの需要が増加したことなどにより、売上高は前期を上回りました。

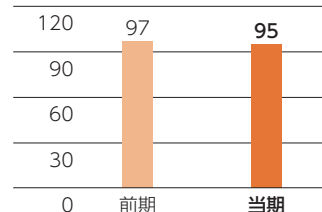
売上高

(単位：億円)



営業利益

(単位：億円)



その他



売上高

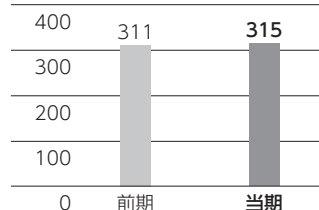
315億82百万円

(前期比 1.4%増)

その他は、前期に比べ売上高は4億33百万円増の315億82百万円、営業利益は2億7百万円増の30億2百万円となりました。

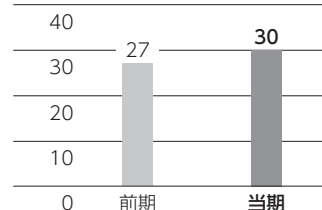
売上高

(単位：億円)



営業利益

(単位：億円)



2. 設備投資の状況

当期に実施した当社グループの設備投資の総額は523億円です。主な設備投資の内容は、国内におけるバイオマス燃料への燃料転換投資、家庭紙の増産対策工事および海外における段ボール事業での老朽化設備更新工事です。

3. 資金調達の状況

所要資金については、金融機関からの借入等により調達しました。

4. 対処すべき課題

(1) 中期経営計画2025（2021年度～2025年度）の達成に向けて

2024年度における当社グループを取り巻く経済環境は、物価の上昇は続いたものの、国内経済は全体として緩やかな回復が見られました。一方で、ウクライナ侵攻や中東情勢の長期化、中国経済の減速など、予断を許さない状況が続きました。2025年度は、これらに加えてアメリカの関税政策や、国内の物価上昇による消費マインドの悪化、人手不足による供給制約など、先行き不透明な状況が続くと懸念されます。

事業構造転換の進展

当社の主要事業であるグラフィック用紙の需要が減少する中、当社は事業構造転換を推し進め、成長事業である生活関連事業に経営資源をシフトしてきました。その結果、生活関連事業の売上比率は2020年度の32%から2025年度には41%に拡大し、営業利益は79億円から150億円に増加する見通しです。引き続き生活関連事業の拡大により、事業構造転換を進めていきます。

2024年度の取り組み

2024年度については、コスト削減の徹底と価格修正、差別化製品の拡販などに取り組み、国内事業では収益力を維持し、中期経営計画2025を達成する軌道で推移しました。また、海外事業については、豪州Opal社の収益改善は当初計画に対して遅れが見られたものの、着実に改善が進んでいます。

①Opal社の立て直し

喫緊の経営課題として豪州Opal社の立て直しに取り組んでいます。

グラフィック用紙事業から撤退したビクトリア州のメアリーベール工場では、パルプ生産の最適化を含め、パッケージ原紙工場としての生産体制を確立しました。最適操業条件の確立に時間を要したことや、原紙輸出市況の悪化もあり、収益回復が遅れていますが、さらなる収益改善に向けて基盤強化を図っています。一方、2020年に買収したパッケージ事業については、2023年8月にビクトリア州で新段ボール工場が稼働したことに加え、2024年度には3工場の老朽化した加工機の更新を決定、順次実行しており、生産性が大きく改善しています。さらに、2024年8月にはクイーンズランド州の段ボール工場を閉鎖し、製袋事業や紙器事業の拠点を統廃合した他、全社的な要員合理化を行い、固定費削減を進めました。

②生活関連事業の拡大と収益力強化

液体用紙容器事業では、アメリカの日本ダイナウェーブパッケージング社で、安定操業を強化するため2024年度上期に長期のメンテナンスを実施しました。これにより、下期からは生産が安定し、販売も堅調に推移しています。

家庭紙・ヘルスケア事業では、2024年4月に石巻工場内の家庭紙製造設備の営業運転を開始しました。さらに、2024年8月には八代工場での家庭紙製造設備の新設も決定しました。家庭紙でもパルプからの一貫生産拠点を増やすことでコスト競争力の強化を進めます。

ケミカル事業では、2025年3月にハンガリーのリチウムイオン電池用CMC（カルボキシメチルセルロース）製造工場が稼働を開始しました。将来的なEVの拡大を見据えて、グローバルに展開する顧客（バッテリーメーカー・自動車メーカー）に対して、日本とハンガリーの生産拠点から製品を供給していきます。

③グラフィック用紙事業の基盤強化

2024年8月に、白老工場8号抄紙機と八代工場N2号抄紙機の停機を決定しました。これによりグラフィック用紙の生産性向上と、継続的な原価改善による競争力強化を図ります。今後もGHG排出量削減と連動して生産体制再編成を進め、グラフィック用紙の需要が減少する中でも、基盤事業としての収益力を確保していきます。

2025年度の取り組み

2025年度については、人件費や物流費の上昇、為替動向などの社会経済情勢が経営に与える影響を見極め、海外事業は収益力回復を進めるとともに、全社を挙げたコストダウンと投資効果の確実な発現、製品を安定供給するために適正な価格維持を図り、中期経営計画2025に掲げた目標達成に引き続き取り組みます。

①Opal社の収益改善

メアリーベール工場においては、パッケージ原紙工場としての生産体制に対応した新たな労使協定に基本合意しており、これにより工場の構造改革と収益力強化を早期に実現します。パッケージ事業では、これまでに実施した設備投資の効果を最大限に発現させ、オセアニア地域を中心にパッケージ製品の販売を拡大していきます。これらと合わせて、グループの有する知見や技術、研究開発力、調達・販売ネットワークを最大限活用し、グループを挙げてOpal社事業の収益改善を図り、早期の黒字化を目指します。

②生活関連事業の拡大と収益力強化

液体用紙容器事業では、これまで拡販を進めてきた環境配慮型製品に加えて、次世代型紙容器「NSATOM®」も初の製品採用が決まり、さらなる販売拡大を見込んでいます。海外では、グローバルにパッケージング事業を展開するノルウェーのElopak社、四国化工機株式会社と協業して一貫サービス体制構築による事業成長を進めます。

家庭紙・ヘルスケア事業では、パルプからの一貫生産によるコスト競争力強化に加え、グローバルパートナーとの連携により海外展開の拡大を進めます。

ケミカル事業では、機能性セルロースや機能性コーティング樹脂などで、これまで実施した設備投資の効果を最大化させ、収益拡大を進めます。

③紙・板紙事業の基盤強化

グラフィック用紙の生産体制最適化と輸出の拡大により、稼働率および生産性を向上し、競争力強化を図ります。生産設備を削減する中でも、安定操業とBCP体制を強化し、製品の安定供給を維持します。

④バイオマス素材製品

新素材として開発を進めているセルロースナノファイバー（CNF）「セレンピア®」は、食品や化粧品用途での採用事例が順調に増加していることに加え、モビリティ関連部材の補強材用途でも採用されました。今後も自動車用途をはじめ幅広い産業分野での用途拡大を進めていきます。また、主として持続可能な航空燃料（SAF）の原料用途での事業化を検討している国産木材由来のバイオエタノールについては、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）「バイオものづくり革命推進事業」の助成および委託を受けることになりました。当社は、持続可能な資源である木材から新たなバイオマス素材を生み出すことで、社会課題の解決に貢献する製品の開発とバイオマス素材事業の拡大を進めます。

（２）サステナビリティ経営の強化

当社は、社会や環境の持続可能性と企業の成長をともに追求するサステナビリティ経営を推進しています。

①温室効果ガス（GHG）排出量の削減

気候変動問題に対する社会的要請の高まりや2026年度に開始される排出量取引制度などの政策導入を鑑み、GHG削減対策の柱である燃料転換、省エネや生産体制再編成を前倒しで進めており、2030ビジョン策定時に掲げた2030年度GHG排出削減目標45%（2013年度比）を54%に引き上げています。生産体制再編成によるGHG削減については、グラフィック用紙事業を中心に検討を進め、八代工場では抄紙機の停機と併せて石炭ボイラー1基を停機することで、当該工場での石炭使用量をゼロとし、大幅にGHG排出量を削減する計画としています。また、石巻工場では、GX経済移行債を活用した政府支援を受け、石炭から黒液への燃料転換により大幅にGHG排出量を削減します。これらの削減と並行して、パルプから新しいバイオマス素材を生み出し、低GHGなグリーン製品として社会への提供を進めていくことで、脱炭素・循環型社会において総合バイオマス企業として成長していきます。

②グリーン戦略の展開

森林の持つ価値の最大化と、木質資源を利用した製品の拡大によって、循環型社会構築と事業基盤強化の両立を図ります。海外植林地では、当社が長年培ってきた樹木の育種・増殖技術や植林技術を活用し、森林の生産性を向上させることで2030年度にCO₂固定効率の30%向上（2013年比）を目指します。また、東南アジア地域の既存植林事業に対して、技術支援などにより生産性を高めることで、当社向け資源の安定確保につなげていきます。国内においては、林業用エリートツリー苗1,000万本/年の生産体制を2030年度までに構築し、国内林業の活性化および花粉症問題解決への貢献と、国産材サプライチェーン強化による事業成長の同時実現を目指します。また、国のカーボンクレジット制度である「J-クレジット制度」のもと、国内社有林で2027年度までに累計20万t-CO₂のプロジェクト登録を目指すとともに、地方自治体や他の森林保有企業と連携し、さらなる事業機会の獲得を図ります。

③製品リサイクルの推進

従来は廃棄・焼却されていた難利用古紙のリサイクルチェーン構築や技術・設備対応による再資源化の拡充を進めています。従来の技術では再利用に不向きとされていた剥離紙や、紙コップなどの食品・飲料用製品も操業の最適化や設備導入で再利用可能としました。外食・サービス産業などにおいて紙容器リサイクルを望むユーザーのニーズは高まりつつあります。今後、収集古紙の対象範囲を広げ、社会的要請に応えるとともに、賛同企業と協働した新たなスタイルのビジネスを構築していきます。

④人的資本経営の強化

当社は、中期経営計画2025における事業別の重点課題を踏まえ、人材戦略の基本方針を明確にし、採用・育成・定着・配置に取り組んでいます。

グラフィック用紙事業の基盤強化に対しては「人材活用と適正配置の推進」を基本方針に、競争力の維持・強化と省人化を同時に実現することを目指しています。また、生活関連事業の拡大と収益力強化に対しては「新規分野、成長分野への人材投入」を基本方針に、スムーズな事業構造転換の実行につなげます。キャリア形成を目的とした階層別研修や育成コンテンツの拡充、転勤やキャリアコース転換を支援する制度の充実など、それぞれの事業に人材を適正配置できる体制を整えていきます。

また、当社は事業戦略を支える人材確保の観点から、「従業員のエンゲージメント向上」を人材戦略全体の基本方針としています。各拠点でのコーチングスキル研修、経営層－従業員間の懇談機会提供など、社内コミュニケーションを活性化させ、エンゲージメントを向上していきます。さらに、導入済みの在宅勤務制度や時間単位年休制度に加え、地域限定総合職制度の導入を検討するなど、多様な働き方の実現に向けて社内環境を継続的に整備し、優れた人材の定着を図ります。

これらのベースには、いかに人材を採用していくかが重要であり、昨今の労働市場における人手不足と流動化も踏まえて、キャリア採用、外国人人材採用の推進に加え、従業員からの紹介による採用（リファラル採用）や一度退職した従業員を再び採用する手法（アルムナイ採用）も含めた採用チャネルの複線化などに取り組んでいます。

財務面については、不動産や政策保有株式など資産売却を積極的に進めながら、財務規律を十分に考慮した上で、事業構造転換の加速に必要な投資を厳選して実行していきます。2023年度末には7,235億円であった純有利子負債は2024年度末に6,949億円まで削減し、中期経営計画2025の目標値7,100億円以下となりました。

また、株価や資本コストを意識した経営を推進すべく、2025年度より各事業のKPI設定を行い定期的な進捗確認を実施するなどして、PBR改善に向けた取り組みを一層進めていきます。

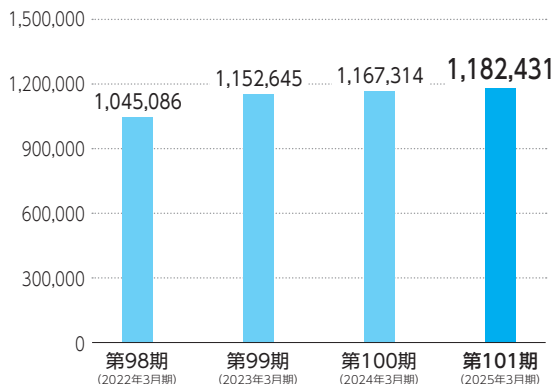
5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第98期 (2022年3月期)	第99期 (2023年3月期)	第100期 (2024年3月期)	第101期 (当期) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	1,045,086	1,152,645	1,167,314	1,182,431
営業利益または営業損失(△) (百万円)	12,090	△26,855	17,266	19,706
経常利益または経常損失(△) (百万円)	14,490	△24,530	14,550	15,505
親会社株主に帰属する当期純利益または 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	1,990	△50,406	22,747	4,539
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△) (円)	17.23	△436.28	197.09	39.33
総資産 (百万円)	1,639,286	1,666,542	1,731,245	1,703,308
ROE (自己資本当期純利益率) (%)	0.5	△12.3	5.3	1.0
ROA (総資産利益率) (%)	1.3	△1.0	1.4	1.4

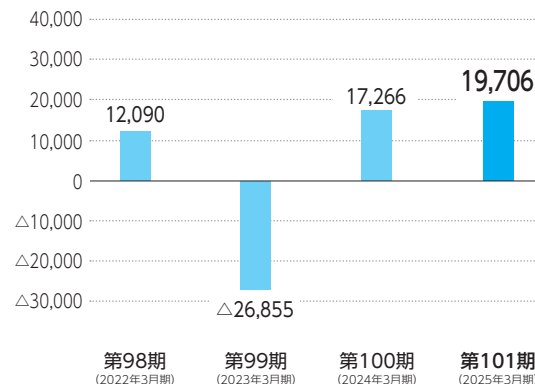
- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. ROE (自己資本当期純利益率)およびROA (総資産利益率)は次の算式で計算しております。
ROE (自己資本当期純利益率) = 親会社株主に帰属する当期純利益 / 株主資本およびその他の包括利益累計額の合計額の期首期末平均
ROA (総資産利益率) = (経常利益 + 支払利息) / 期末総資産

【ご参考】

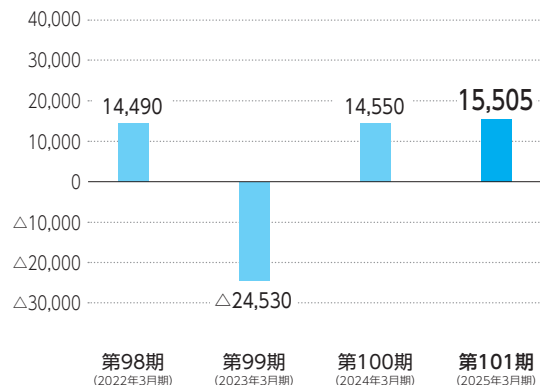
■ 売上高 (百万円)



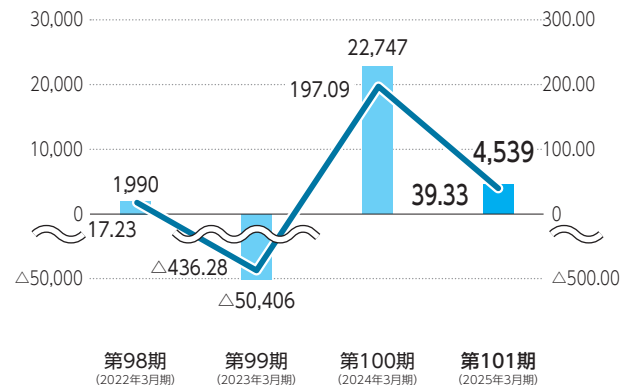
■ 営業利益または営業損失 (△) (百万円)



■ 経常利益または経常損失 (△) (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)
 — 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△) (円)



事業報告

6. 重要な子会社の状況等（2025年3月31日現在）

（1）重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
〔紙・板紙事業〕			
日本製紙パピリア株式会社	3,949百万円	100.0%	特殊紙の製造販売
日本紙通商株式会社	1,000百万円	100.0%	紙、パルプ、薬品の販売
日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社	350百万円	65.0%	紙、板紙の販売
〔生活関連事業〕			
日本製紙クレシア株式会社	3,067百万円	100.0%	家庭紙の製造販売
Opal社	2,268,920 千豪ドル	100.0%	段ボール原紙、段ボール箱、一般紙器、重袋、紙袋等の製造販売、包装資材、産業用資材の販売
日本ダイナウェーブパッケージング社 (Nippon Dynawave Packaging Company, LLC)	200,000 千米ドル	100.0%	ジュースおよび牛乳等向け紙容器の原紙、カップ容器の原紙等の製造・加工・販売、パルプの製造販売
〔エネルギー事業〕			
日本製紙石巻エネルギーセンター株式会社	6,000百万円	70.0%	電力の卸供給販売
〔木材・建材・土木建設関連事業〕			
日本製紙木材株式会社	440百万円	100.0%	木材、製材の販売
〔その他〕			
日本製紙物流株式会社	70百万円	100.0%	倉庫業、通運業、貨物運送業

（注）百万円未満、千豪ドル未満および千米ドル未満は切り捨てて表示しております。

（2）企業結合等の状況

- ① 当期の連結子会社は54社、持分法適用会社は12社です。
- ② 当社は、2024年10月1日付で、大昭和ユニボード株式会社の株式を全部売却しました。

7. 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

国 内

日本製紙株式会社：本社（東京都千代田区）

営業拠点：本社、5 営業支社ほか

生産拠点：旭川工場（北海道旭川市）、白老工場（北海道白老町）、秋田工場（秋田県秋田市）、石巻工場（宮城県石巻市）、岩沼工場（宮城県岩沼市）、勿来工場（福島県いわき市）、足利工場（栃木県足利市）、草加工場（埼玉県草加市）、富士工場（静岡県富士市）、江津工場（島根県江津市）、大竹工場（広島県大竹市）、岩国工場（山口県岩国市）、八代工場（熊本県八代市）、釧路事業所（北海道釧路市）、東松山事業所（埼玉県東松山市）
日本製紙リキッドパッケージプロダクト株式会社

江川事業所（茨城県五霞町）、三木事業所（兵庫県三木市）、石岡事業所（茨城県石岡市）
研究所：基盤技術研究所（東京都北区）、パッケージング研究所（東京都北区）、富士革新素材研究所（静岡県富士市）、化成品研究所（山口県岩国市）、機能材料研究所（埼玉県東松山市）

日本製紙パピリア株式会社：本社（東京都千代田区）

営業拠点：本社、1 支店

生産拠点：原田工場（静岡県富士市）、吹田工場（大阪府吹田市）、高知工場（高知県いの町）

日本製紙クレシア株式会社：本社（東京都千代田区）

営業拠点：本社、8 営業支社

生産拠点：宮城工場（宮城県石巻市）、東京工場（埼玉県草加市）、開成工場（神奈川県開成町）、興陽工場（静岡県富士市）、京都工場（京都府福知山市）

海 外

Opal社（オーストラリア、ニュージーランド）

日本ダイナウェーブパッケージング社(Nippon Dynawave Packaging Company, LLC)（米国）

事業報告

8. 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

事業別名称	従業員数	前期末比増減
紙・板紙事業	5,185名	29名増
生活関連事業	6,722名	346名減
エネルギー事業	93名	3名減
木材・建材・土木建設関連事業	1,451名	72名減
その他	1,491名	41名減
全社（共通）	203名	21名増
合計	15,145名	412名減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員です。
2. 「全社（共通）」は、特定の事業に区分できない管理部門に所属する従業員です。

9. 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	95,977百万円
農林中央金庫	58,974百万円
株式会社三井住友銀行	54,832百万円
株式会社日本政策投資銀行	54,500百万円
株式会社国際協力銀行	48,929百万円
明治安田生命保険相互会社	28,500百万円
日本生命保険相互会社	27,000百万円
株式会社静岡銀行	26,461百万円
三井住友信託銀行株式会社	24,451百万円
みずほ信託銀行株式会社	23,500百万円

- (注) 1. 上記のほか、シンジケートローンにより127,915百万円を借り入れております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 300,000,000株
2. 発行済株式の総数 116,254,892株 (自己株式380,087株を含む)
3. 株主数 206,552名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,982,100株	13.79%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	8,365,300株	7.22%
日本製紙従業員持株会	3,121,029株	2.69%
日本製紙取引先持株会	2,601,700株	2.25%
日本生命保険相互会社	2,473,165株	2.13%
大樹生命保険株式会社	2,258,900株	1.95%
株式会社みずほ銀行	2,000,000株	1.73%
ステートストリートバンクウェストクライアントトリーティー505234	1,703,800株	1.47%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505223	1,384,668株	1.19%
ジェーピーモルガンチェースバンク385781	1,355,989株	1.17%

(注) 持株比率は自己株式380,087株を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	—	0名

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職状況
取締役会長	馬 城 文 雄	
代表取締役社長	野 沢 徹	社長執行役員 日本製紙連合会会長
代表取締役副社長	飯 塚 匡 信	副社長執行役員 社長補佐 白板・包装用紙営業本部管掌 日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社社長 Opal社取締役
取締役	安 永 敦 美	日本製紙クレシア株式会社社長
取締役	杉 野 光 広	常務執行役員 バイオマスマテリアル事業推進本部長
取締役	板 倉 智 康	常務執行役員 管理本部長
社外取締役	藤 岡 誠	NOK株式会社社外取締役（監査等委員）、 指名・報酬諮問委員会委員長
社外取締役	八 田 陽 子	小林製薬株式会社社外監査役 味の素株式会社社外取締役 広栄化学株式会社社外取締役（監査等委員）
社外取締役	救 仁 郷 豊	伊勢化学工業株式会社社外取締役 千代田化工建設株式会社社外取締役
常任監査役（常勤）	樹 一 成	日本製紙クレシア株式会社監査役
監査役（常勤）	西 本 智 美	日本紙通商株式会社監査役
社外監査役	奥 田 隆 文	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業客員弁護士
社外監査役	青 野 奈々子	株式会社G E N代表取締役社長 株式会社ミスミグループ本社社外監査役 株式会社明光ネットワークジャパン社外取締役（監査等委員）

(注) 1. 当該事業年度中における役員の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりです。

氏 名	新地位・担当等	旧地位・担当等	異動年月日
野沢 徹	日本製紙連合会会長	(新任)	2024年5月20日
板倉 智康	常務執行役員 管理本部長	執行役員 管理本部長	2024年6月27日
藤岡 誠	NOK株式会社社外取締役 (監査等委員)	NOK株式会社社外取締役	2024年6月26日
	NOK株式会社社外取締役 (監査等委員)、 指名・報酬諮問委員会委員長	NOK株式会社社外取締役 (監査等委員)	2024年8月2日

2. 社外監査役奥田隆文氏が所属する森・濱田松本法律事務所は2024年12月23日付で、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業に名称変更いたしました。
3. 藤岡誠氏、八田陽子氏および救仁郷豊氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
4. 奥田隆文氏および青野奈々子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
5. 常任監査役（常勤）樹一成氏は財務部長および管理本部長代理を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
6. 監査役（常勤）西本智美氏は経理部門における長年の実務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
7. 社外監査役青野奈々子氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
8. 当社は、社外取締役藤岡誠氏、社外取締役八田陽子氏、社外取締役救仁郷豊氏、社外監査役奥田隆文氏および社外監査役青野奈々子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

事業報告

【ご参考：執行役員（2025年3月31日現在）】

地 位	氏 名	担 当
社長執行役員	野 沢 徹	
副社長執行役員	飯 塚 匡 信	社長補佐 白板・包装用紙営業本部管掌 (兼任) 日本東海インダストリアルペーパー サプライ株式会社社長
常務執行役員	中 村 真一郎	岩国工場長
常務執行役員	杉 野 光 広	バイオマスマテリアル事業推進本部長
常務執行役員	越 智 隆	研究開発本部長
常務執行役員	村 上 泰 人	技術本部長
常務執行役員	島 田 和 人	洋紙営業本部長
常務執行役員	板 谷 和 徳	ケミカル営業本部長
常務執行役員	板 倉 智 康	管理本部長
常務執行役員	山 邊 義 貞	八代工場長
常務執行役員	瀬 邊 明	企画本部長、関連企業担当
執行役員	野 尻 知 巳	営業企画本部長
執行役員	谷 口 哲 章	新聞営業本部長
執行役員	滝 川 大史郎	白板・包装用紙営業本部長
執行役員	杉 村 英 樹	日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社取締役
執行役員	石 岡 直 洋	岩沼工場長
執行役員	山 本 一 泰	石巻工場長
執行役員	佐 藤 耕 一	原材料本部長
執行役員	中 川 祐 幸	新東海製紙株式会社取締役
執行役員	松 原 孝 知	エネルギー事業本部長
執行役員	掛 橋 裕 哉	秋田工場長
執行役員	渡 邊 恵 子	S X 推進本部長
執行役員	伊 藤 一 博	紙パック営業本部長
執行役員	藤 原 隆 史	富士工場長
執行役員	高 橋 孝一郎	総務・人事本部長

2. 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、客観的かつ透明性の高い報酬制度とするため、人事・報酬諮問委員会の審議および外部専門家の助言を踏まえ、取締役会の決議により、以下のとおり、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」）を決定いたしました。

- ① 取締役の月次報酬は、当社における職責に応じて基準額を定め、そのうち70%を固定的に支給し、30%については、原則として中期経営計画の達成度に応じて増減した上で支給します。基準額は、外部の客観的な調査データを活用し、当社の業績、事業規模、経営環境等を考慮して決定します。業績指標は、業績目標達成の動機づけとして有効に機能するように設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行います。また、月次報酬のうち一定額を、役員持株会への拠出により当社株式の取得に当てます。なお、賞与、退職慰労金はありません。
- ② 取締役については、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、株式給付信託による株式報酬を支給します。株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として信託を通じて取得する当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を、当該信託を通じて取締役に給付するものです。給付する株式数は、職責に応じたポイント数に基づき算出します。株式報酬の支給時期は、原則として取締役の退任時とします。なお取締役の固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の構成割合については、各報酬の目的を踏まえて適切に設定します。
- ③ 社外取締役および監査役については、月次報酬を固定的に支給します。なお、その職責に鑑み、役員持株会への拠出は任意とします。

【社内取締役の報酬について】

	固定報酬	業績連動報酬	株式給付信託(2019年度～)
方式	現金支給		ポイント付与
報酬枠	年額700百万円以内		年25,000ポイント以内 (1ポイント=1株)
支給時期	月次(賞与、退職慰労金はなし)		取締役退任時 (累積ポイントを株式等に換算して給付)
算定方法	職責に応じて基準額を定め、そのうち70%を固定的に支給	職責に応じて基準額を定め、そのうち30%を原則として中期経営計画の達成度に応じて増減した上で支給	職責に応じたポイント数
業績評価基準	—	財務指標 70%:連結業績(売上高、営業利益) 30%:単体業績(売上高、営業利益) 非財務指標 ①2030ビジョンにおける温室効果ガス排出量削減目標達成度 ②従業員エンゲージメントに関する目標達成度	—
その他	一定額を役員持株会に拠出		—

(注) 社外取締役および監査役については、月次報酬を固定的に支給しています。

(2) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では、人事・報酬諮問委員会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであることを確認しております。報酬決定手続きは以下のとおりです。

- ① 当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする人事・報酬諮問委員会を設置しています。
- ② 人事・報酬諮問委員会は、当社の役員報酬体系等に関して、取締役会から諮問を受けて、その適切性等について検討し、会社の業績等の評価も踏まえ、答申を行います。
- ③ 人事・報酬諮問委員会は、その委員を代表取締役社長、総務・人事本部長および独立社外取締役で構成し、事務局は人事部長とします。
- ④ 人事・報酬諮問委員会は、同委員会の委員である独立社外取締役の適切な関与・助言を得ながら、検討を進めます。
- ⑤ 取締役会は、人事・報酬諮問委員会の答申を得て、取締役の報酬等の決定を行います。

3. 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

	人 数	報酬等の種類別の総額			総 額
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役	9名	306百万円	89百万円	26百万円	422百万円
(うち社外取締役)	(3名)	(43百万円)	(－)	(－)	(43百万円)
監査役	4名	62百万円	－	－	62百万円
(うち社外監査役)	(2名)	(15百万円)	(－)	(－)	(15百万円)

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において、年額700百万円以内（うち社外取締役分として年額60百万円以内）と決議しており、また、当該金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬制度「株式給付信託（BBT：Board Benefit Trust）」を導入することを決議しております。本制度に基づき取締役に對して付与するポイントの上限数は、1事業年度当たり25,000ポイント（1ポイント当たり当社普通株式1株換算）です。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月22日開催の第83回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
4. 業績評価基準のうち、売上高はトップラインの拡大を推進するため、営業利益は収益性向上を目指すため、それぞれ業績指標として選定しました。
5. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、連結売上高は1兆1,673億円、単体売上高は5,983億円、連結営業利益は172億円、単体営業利益は123億円でした。
6. 株式報酬制度である「株式給付信託」は2019年6月27日開催の第95回定時株主総会において承認を受けた範囲内で、当社が拠出する金銭を原資として、取引市場を通じて当社株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役を除く）および取締役を除く執行役員等に対して、当社が定める役員株式給付信託規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を、本信託を通じて給付する制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となり、また、当信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しません。

4. 会社の役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、当社の取締役、監査役および執行役員ならびに日本製紙クレシア㈱、日本製紙パピリア㈱および日本東海インダストリアルペーパーサプライ㈱の取締役および監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本年8月に当該保険契約を更新する予定です。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- 被保険者が自らの業務行為に起因し、株主や取引先などの第三者から損害賠償請求を受けた場合に被保険者が負担することとなった争訟費用や法律上の損害賠償金等を填補の対象としています。
- 被保険者が法令違反を認識して行った行為に起因する損害賠償請求等は填補の対象外としています。
- 当該保険契約の保険料は全額会社が負担しています。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者等の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職状況	当社と当該他の法人等との関係
社外取締役	藤 岡 誠	NOK株式会社社外取締役(監査等委員)、 指名・報酬諮問委員会委員長	特別の関係はありません。
社外取締役	八 田 陽 子	小林製薬株式会社社外監査役	特別の関係はありません。
		味の素株式会社社外取締役	当社は同社との間にケミカル事業での販売取引がありますが、その取引額は僅少（販売金額が、当社の売上高に占める割合は、1%未満）です。
		広栄化学株式会社社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。
社外取締役	救仁郷 豊	伊勢化学工業株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
		千代田化工建設株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
社外監査役	奥 田 隆 文	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業客員弁護士	特別の関係はありません。
社外監査役	青 野 奈々子	株式会社G E N代表取締役社長	特別の関係はありません。
		株式会社ミスミグループ本社社外監査役	当社は同社との間に設備関連の仕入取引がありますが、その取引額は僅少（当社の仕入金額が、同社の売上高に占める割合は、1%未満）です。
		株式会社明光ネットワークジャパン社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	藤 岡 誠	13/13回 (100%)	—	官・民両方の経験を通じて培われた幅広い見識と国際感覚を活かし、当社取締役の職務の執行について客観的な立場から監督と助言をいただくことを期待しており、取締役会においては、適宜、決議事項や報告事項について質問をするとともに、必要に応じて、社外の立場から意見を述べております。具体的には、炭素税導入に備えた経営戦略の具体化、海外拠点に対する内部監査の拡充、PBR改善に向けた施策を各事業の具体的な施策に落とし込むことの重要性について、取締役会で意見を述べました。
社外取締役	八 田 陽 子	13/13回 (100%)	—	国際的な会計事務所等における豊富な経験と国際税務等に関する高い見識を活かし、当社取締役の職務の執行について客観的な立場から監督と助言をいただくことを期待しており、取締役会においては、適宜、決議事項や報告事項について質問をするとともに、必要に応じて、社外の立場から意見を述べております。具体的には、個別案件の審議に際して事業戦略全体における当該案件の位置づけや期待される効果を確認することの重要性、事業環境を踏まえた海外投資効果のより精密な見積もりおよび事業撤退シミュレーションとの比較分析、行動憲章および行動規範を当社グループ役員により一層浸透させるための取り組みについて、取締役会で意見を述べました。
社外取締役	救仁郷 豊	13/13回 (100%)	—	東京ガス株式会社における幅広い経歴、代表取締役副社長として経営の舵取りを担われた経験、および国際的なエネルギービジネスで培われた高い見識を活かし、当社取締役の職務の執行について客観的な立場から監督と助言をいただくことを期待しており、取締役会においては、適宜、決議事項や報告事項について質問をするとともに、必要に応じて、社外の立場から意見を述べております。具体的には、成長戦略に関するより積極的な投資家向け広報活動、取締役会が承認した投資案件のより長期にわたる効果検証、中長期視点の事業戦略審議における複数シナリオ検討の重要性について、取締役会で意見を述べました。

事業報告

地 位	氏 名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
社外監査役	奥 田 隆 文	13／13回 (100%)	14／14回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から、適宜、決議事項や報告事項について質問をするとともに、必要に応じて、社外の立場から意見を述べております。 また、監査役会において、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、監査に関する重要事項の協議などを行い、必要に応じて、社外の立場から意見を述べております。
社外監査役	青 野 奈々子	13／13回 (100%)	14／14回 (100%)	民間企業における豊富な経験と公認会計士としての専門的見地から、適宜、決議事項や報告事項について質問をするとともに、必要に応じて、社外の立場から意見を述べております。 また、監査役会において、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、監査に関する重要事項の協議などを行い、必要に応じて、社外の立場から意見を述べております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役藤岡誠氏、社外取締役八田陽子氏、社外取締役救仁郷豊氏、社外監査役奥田隆文氏および社外監査役青野奈々子氏は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。

(4) 報酬等の総額

	人 数	報酬等の総額
社外役員	5名	58百万円

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	226百万円
② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	325百万円

- (注) 1. 百万円未満は切り捨てて表示しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の職務監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠等を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「リースに関する会計基準」の適用に関する支援業務の対価を支払っており、②の合計額に含めております。
5. 当社の一部の子会社は、EY新日本有限責任監査法人以外の監査法人等の法定監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- (1) 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、同条の規定に従い、監査役の全員の同意によって、会計監査人を解任します。
- (2) 監査役会は、関連する法令または基準等（企業会計審議会「監査に関する品質管理基準」等）が定める会計監査人の独立性および適格性を勘案し、解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

V. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

標記の体制について、当社は2006年5月25日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針を決議し、適宜これを改定しております。基本方針は、次のとおりです。

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

- (1) 会社の業務執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性ある内部統制システムの構築と法令および定款を遵守する体制を確立する。
- (2) 監査役会は、内部統制システムの有効性と機能を監査する。

「当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制」

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
法定文書、その他取締役の職務執行に係る文書については、文書管理規則などの定めるところに従い、適切に保存・管理する。
- (2) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社およびグループ会社の業務執行に係るリスクについては、リスクの個々の内容に応じて、主管する部署において必要な規則・ガイドラインを制定するほか、マニュアルに基づく教育・訓練を実施するなどリスクの未然防止に努めるとともに、万一の発生の際には、親会社および子会社が一体となり、当社グループとしての損失の拡大を防止するとともに、これを最小限にとどめるための必要な体制を整える。
- (3) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会などの各機関、組織が、取締役会規則、決裁規則、職務分掌規則などの意思決定ルールにより、有効に機能し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確立する。
 - ② 執行役員制度を導入し、取締役会による経営全般の監督機能および意思決定機能と執行役員による個々の部門の業務執行機能を切り分けて、責任と権限の所在を明確化する。
 - ③ 事業（グループ各社）ごとに、中期計画を策定し、課題・目標を明確化するとともに、年度ごとにそれに基づく業績管理を徹底して行う。
 - ④ 当社グループ全体の発展を期するため、グループ経営戦略会議を必要に応じて開催し、事業分野ごとの経営戦略などグループに関する重要な事項について審議を行う。
- (4) 当社および当社子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「日本製紙グループ行動憲章」および「日本製紙グループ行動規範」を制定し、コンプライアンスの周知・徹底を図る。
 - ② 経営監査室は、内部監査規則などに基づき、当社およびグループ会社の内部監査を行う。
 - ③ 当社グループの内部通報制度として「日本製紙グループヘルプライン」を構築し、厳正に運用する。
- (5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① グループの業務執行の適正を確保するため、グループ会社経営管理基本方針および関係会社業務規則を定め、当社への決裁申請、事前・事後報告制度などにより、グループにおける経営管理を適正に行う。
 - ② 監査役は、当社の監査役会に加えて、当社の主要グループ会社の監査役で組織する「日本製紙グループ監査役連絡会」を主宰し、監査方針、監査方法などを定期的に協議するほか、情報交換を実施するなど連携強化を図り、グループにおける業務執行の適正を確保する。
 - ③ 関係会社社長会を適宜開催し、主要グループ会社の現状と課題について報告を受ける。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する。なお、その人事については、監査役会の事前の同意を要する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役からの指示に従い、その指示に係る業務に優先的に従事することとする。

(7)取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告する。また、監査役は、いつでも取締役、執行役員および使用人に対して報告を求めることができる。
- ② その他、監査役に会社の情報が適正に伝わるよう、取締役、執行役員および使用人からの報告に限らず、会計監査人、顧問弁護士などとも密に情報交換が行える環境を整備する。
- ③ 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持つなど意思の疎通に努める。また、監査役の求めに応じて、重要な会議への監査役の出席を確保する。
- ④ 監査役は、「日本製紙グループ監査役連絡会」において、グループ会社の監査役から、当該会社の役職員から受けた報告の内容について、説明を受ける。
- ⑤ 当社の「日本製紙グループヘルプライン」の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
- ⑥ 「日本製紙グループヘルプライン」の運用に関する規則を定め、内部通報制度の利用者に対して不利益な取扱いを行わないこと、および不利益な取扱いを行った者に対しては社内処分を課することができる旨を明記する。
- ⑦ 当社は、監査役が定める監査計画に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑧ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(8)当社および当社子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する規則に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用を適切に行う。また、その有効性を継続的に評価し、必要な改善策を実施する。

(9)当社および当社子会社の反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たない。不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。また、必要に応じ外部の専門機関とも連携をとり対応する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、運用することで業務の適正の確保に努めています。当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1)リスク管理体制

- ① 代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を開催し、取締役会に報告した。委員会では、当社グループで予見されるリスクの洗い出しやBCP（事業継続計画）見直しなどのBCM（事業継続マネジメント）に加えて、「首都直下型地震」を想定した危機対策訓練の実施状況について報告した。なお、その結果について、会長、社外取締役、監査役と事務局との間で意見交換する機会を別途設けた。
- ② 当社グループ全体のリスク管理活動を推進するため、環境委員会、安全防災委員会、製品リスク委員会、および原材料委員会を設置している。グループ各社における取組み内容の確認を行うため、当事業年度中に各委員会をそれぞれ開催した。環境委員会において、製造拠点等を有するすべてのグループ会社を対象とし、グループ全体としての環境法令の遵守と、カーボンプライシングその他の各種政策への対応に必要

な情報共有をより一層強化した。また、環境、安全防災、製品リスクについて内部監査を継続して実施した。

- ③ 「原材料調達に関する理念と基本方針」に関するアクションプランに基づき、グループ原材料調達のサプライチェーンにおける調達リスクの低減策について、原材料委員会において議論し、取締役会に報告した。

(2)コンプライアンス体制

- ① 日本製紙グループ行動憲章・行動規範を社会環境の変化に即して改定した。改定にあたり、関係部門長を対象としたワークショップを開催し、理解を深めたうえで、改定案について議論した。グループで価値観を共有し一貫した基準で行動するため、行動規範をグループ共通とし、各社の実情に即した行動指針については行動規範ガイドブックで示す体系とした。
- ② 内部通報制度として日本製紙グループヘルプラインを運用しており、いずれの通報・相談にも、主管するリスクマネジメント統括部コンプライアンス室が関係部門、外部専門会社および弁護士と連携して適切に対応した。当該通報の状況については、経営執行会議において四半期ごとに報告するとともに、監査役に対し四半期ごとに詳細を報告した。コンプライアンス意識やヘルプラインの認知度を確認するため、当社グループの役員および従業員を対象として、コンプライアンス意識調査を実施した。
- ③ 当社およびグループ会社の営業および購買部門を対象として、独占禁止法研修を年2回実施した。

(3)監査役監査および内部監査

- ① 監査役は、取締役会、グループ経営戦略会議、経営執行会議などの重要会議への出席のほか、当社の各部門・事業所およびグループ会社の往査を実施するとともに、監査役会を14回開催し情報を共有した。また、グループ監査役連絡会を2回開催し、グループ各社の監査活動について報告を受けた。
- ② 経営監査室は、当社およびグループ会社に対して内部監査を行い、必要に応じて監査先に対して外部専門家を紹介するなど、改善のための支援を行った。なお、その結果を代表取締役社長や常勤監査役等へ2回、社外取締役および社外監査役へ2回報告した。また、当社およびグループ会社に対して財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行った。これらの内部監査等の結果の要点について代表取締役社長が取締役会に報告した。
- ③ 監査役と経営監査室は毎月1回情報交換会を実施しているほか、経営監査室がグループ監査役連絡会に出席することで、監査役監査と内部監査との連携を図った。また、監査役は会計監査人より会計監査の結果について定期的に報告を受け、情報を共有した。

(4)グループ会社の経営管理

- ① 当社および主要グループ会社19社で関係会社社長会を開催し、中期経営計画2025の達成に向けた対応について各社から報告を行った。
- ② 当社の主要役員および主要グループ会社5社の社長からなるグループ経営戦略会議において、グループ内の情報共有と意思決定の迅速化、グループの経営資源の最大活用など、グループ全体の目線での議論を実施している。社外取締役および社外監査役出席のもと、戦略案件や長期ビジョンについて審議を行い、各社外役員の豊富な経験や専門的見地からの意見を聞き、活発な議論を行った。

(5)職務執行体制

- ① 定時取締役会を13回開催した。重要事項についてはグループ経営戦略会議や経営執行会議で事前審議のうえ取締役会に付議している。
- ② 取締役会の実効性について、アンケート形式での自己評価・分析を外部機関の助言を得ながら実施し、取締役会で審議した。事業ごと、重点課題ごとの目標達成シナリオ、KPI、ハードルレートについての議論を経て、事業別の方向性および取組事項等について、長期的な視点からの議論が深められており、取締役会の実効性が確保できていることを確認した。

Ⅵ. 政策保有株式について

【保有に関する方針】

当社は、個別の政策保有株式について、保有するうえでの中長期的な経済合理性や、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から企業価値の向上に資すると判断した銘柄を保有しています。

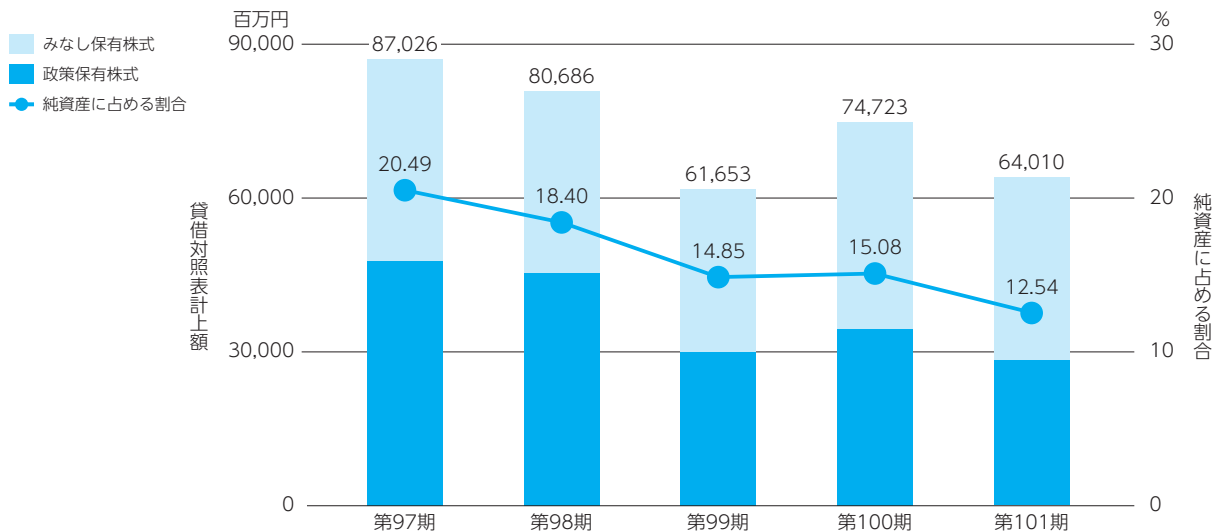
保有意義については、毎年取締役会において検証しています。保有の合理性が認められない銘柄については、損益状況等を勘案しながら、売却を実施しています。

【議決権行使基準】

当社は、政策保有株式にかかる議決権の行使については、その議案の内容を精査し、当該議案が当社および投資先企業の企業価値向上に資するか否かを判断したうえで適切に行使用います。

当社および投資先企業の企業価値を毀損するような議案については、賛成行使を行いません。

【貸借対照表計上額等の推移】



銘柄数	212	210	193	183	173
貸借対照表計上額 (百万円)	87,026	80,686	61,653	74,723	64,010
純資産に占める割合	20.49%	18.40%	14.85%	15.08%	12.54%

- (注) 1. 上記の銘柄数および貸借対照表計上額は、政策保有株式とみなし保有株式とを合算しております。純資産に占める割合も、政策保有株式とみなし保有株式とを合算して計算しております。
2. 当社は段階的に銘柄数および保有金額を削減しています。第100期は貸借対照表計上額が増加していますが、上場株式の時価評価によるものです。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	[638,305]
現金及び預金	185,941
受取手形及び売掛金	180,296
商品及び製品	120,634
仕掛品	19,220
原材料及び貯蔵品	90,214
その他の流動資産	42,452
貸倒引当金	△455
固定資産	[1,065,003]
(有形固定資産)	(783,982)
建物及び構築物	151,771
機械装置及び運搬具	343,994
土地	208,662
山林及び植林	28,412
建設仮勘定	25,593
その他の有形固定資産	25,547
(無形固定資産)	(13,210)
無形固定資産	13,210
(投資その他の資産)	(267,810)
投資有価証券	172,984
退職給付に係る資産	46,500
繰延税金資産	11,711
その他の投資その他の資産	37,173
貸倒引当金	△558
資産合計	1,703,308

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	[479,192]
支払手形及び買掛金	142,222
短期借入金	231,334
1年内償還予定の社債	10,000
未払法人税等	2,843
その他の流動負債	92,792
固定負債	[713,680]
社債	55,000
長期借入金	560,682
リース債務	17,910
繰延税金負債	55,863
環境対策引当金	8,099
退職給付に係る負債	8,995
その他の固定負債	7,129
負債合計	1,192,873
純資産の部	
株主資本	[330,974]
資本金	104,873
資本剰余金	216,393
利益剰余金	11,547
自己株式	△1,840
その他の包括利益累計額	[151,051]
その他有価証券評価差額金	13,920
繰延ヘッジ損益	13,708
為替換算調整勘定	90,410
退職給付に係る調整累計額	33,011
非支配株主持分	[28,409]
純資産合計	510,435
負債・純資産合計	1,703,308

連結損益計算書（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		1,182,431
売上原価		991,368
売上総利益		191,062
販売費及び一般管理費		171,356
営業利益		19,706
営業外収益		
受取利息	1,367	
受取配当金	1,790	
持分法による投資利益	9,255	
その他	3,637	16,050
営業外費用		
支払利息	9,154	
為替差損	3,697	
その他	7,399	20,251
経常利益		15,505
特別利益		
固定資産売却益	5,220	
退職給付信託返還益	5,079	
投資有価証券売却益	5,013	
受取保険金	3,223	
その他	692	19,229
特別損失		
減損損失	13,329	
豪州事業構造改善費用	5,935	
固定資産除却損	1,797	
その他	984	22,046
税金等調整前当期純利益		12,688
法人税、住民税及び事業税	4,932	
法人税等調整額	601	5,533
当期純利益		7,154
非支配株主に帰属する当期純利益		2,615
親会社株主に帰属する当期純利益		4,539

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	[499,118]
現金及び預金	157,963
受取手形	1,533
売掛金	107,556
商品及び製品	52,205
仕掛品	13,752
原材料及び貯蔵品	48,549
短期貸付金	107,269
未収入金	10,130
その他の流動資産	6,964
貸倒引当金	△6,808
固定資産	[794,860]
(有形固定資産)	(369,297)
建物	64,234
構築物	16,868
機械及び装置	114,615
車両及び運搬具	28
工具器具及び備品	2,430
土地	139,425
山林及び植林	17,342
リース資産	1,446
建設仮勘定	12,905
(無形固定資産)	(3,516)
ソフトウェア	2,263
その他の無形固定資産	1,252
(投資その他の資産)	(422,046)
投資有価証券	28,490
関係会社株式及び出資金	385,358
関係会社長期貸付金	51
長期前払費用	1,715
前払年金費用	1,945
その他の投資その他の資産	5,840
貸倒引当金	△1,354
資産合計	1,293,978

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	[389,079]
支払手形	8,851
買掛金	52,392
短期借入金	222,957
1年内償還予定の社債	10,000
未払金	79,887
未払費用	6,755
未払法人税等	965
その他の流動負債	7,268
固定負債	[585,401]
社債	55,000
長期借入金	500,245
役員株式給付引当金	369
環境対策引当金	6,470
繰延税金負債	2,009
再評価に係る繰延税金負債	17,935
その他の固定負債	3,370
負債合計	974,480
純資産の部	
株主資本	[303,502]
資本金	104,873
資本剰余金	130,226
資本準備金	83,552
その他資本剰余金	46,674
利益剰余金	69,965
利益準備金	432
その他利益剰余金	69,532
固定資産圧縮積立金	3,171
繰越利益剰余金	66,361
自己株式	△1,562
評価・換算差額等	[15,996]
その他有価証券評価差額金	9,863
繰延ヘッジ損益	399
土地再評価差額金	5,732
純資産合計	319,498
負債・純資産合計	1,293,978

損益計算書（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		535,439
売上原価		468,992
売上総利益		66,447
販売費及び一般管理費		61,264
営業利益		5,182
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,582	
雑収入	2,453	21,036
営業外費用		
支払利息	6,743	
事業準備費用	1,283	
雑損失	4,771	12,798
経常利益		13,419
特別利益		
投資有価証券売却益	5,288	
退職給付信託返還益	5,079	
その他	978	11,347
特別損失		
減損損失	6,823	
固定資産除却損	1,305	
その他	530	8,658
税引前当期純利益		16,107
法人税、住民税及び事業税	△2,944	
法人税等調整額	29	△2,914
当期純利益		19,022

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

日本製紙株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川 亮 悟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫛田 達 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川岸 貴 浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本製紙株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

日本製紙株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川 亮 悟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫛田 達 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川岸 貴 浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本製紙株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等に赴き業務の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則に定める会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及びその取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容に検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社法施行規則に定める会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及びその取組みについては、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

日本製紙株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	樹	一	成	㊟
監査役（常勤）	西	本	智美	㊟
監査役	奥	田	隆文	㊟
監査役	青	野	奈々子	㊟

（注） 監査役奥田隆文及び監査役青野奈々子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

日本製紙株式会社 株主総会会場ご案内略図

会 場

東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館 2階 国際会議場 ☎03-6741-0222

交通機関の ご 案 内

地下鉄「大手町駅」 C2b出口（直結） 東京メトロ ●千代田線●丸ノ内線●半蔵門線●東西線
都営地下鉄 ●三田線

●駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



株主総会当日の記念品（お土産）のご用意はございませんので、あらかじめご了承ください。
なお株主優待品は、7月上旬から中旬の発送を予定しております。